

船舶インシデント調査報告書

令和4年7月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| インシデント種類 | 運航不能（燃料不足） |
| 発生日時 | 令和4年1月4日 09時40分ごろ |
| 発生場所 | 熊本県熊本市熊本港北西方沖 河内灯台から真方位248° 4.2海里付近 （概位 北緯32° 48.2′ 東経130° 30.1′） |
| インシデントの概要 | 漁船 ^{きゆうぼう} 久法丸は、操業中、燃料不足で主機が停止して運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 令和4年2月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | 漁船 久法丸、3.7トン KM3-46997（漁船登録番号）、個人所有 第293-41626号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 |
| インシデントの経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、約1時間半掛けて有明海の漁場に到着した後、約2時間半操業を続けていたところ、主機が停止した。</p> <p>船長は、燃料タンクの燃料がなくなっていることを認め、僚船に連絡した後、118番通報を行った。</p> <p>本船は、僚船にえい航された後、別の僚船から予備燃料を譲ってもらい、海上で給油して帰港した。</p> <p>船長は、本インシデントの約1週間前に燃料タンクを満タンとした後、有明海で操業を1日行ったほか、釣りに1回出掛けただけであったので、燃料タンクにはあと1日有明海で操業を行うだけの燃料があると思い、帰港後に給油するつもりで、残量を確認しないまま出航していた。</p> <p>船長は、ふだんは本船の係留地付近の漁場で操業を行っていたものの、漁獲量が少なく、また、有明海での漁獲量が多いと聞いたので、有明海で操業を行うこととした。</p> <p>船長は、本インシデント後、造船所に依頼して燃料タンクの増設を行った。</p> |
| 分析 | 本船は、船長が燃料タンクにはあと1日操業を行うだけの燃料があると思って出航し、また、遠方の漁場で操業を行い、予想以上に燃料を消費したことから、操業中に燃料タンクの燃料がなくなり、主機が |

| | |
|--------------|---|
| | 停止して運航不能となったものと考えられる。 |
| 原因 | 本インシデントは、船長が燃料タンクにはあと1日操業を行うだけの燃料があると思って出航し、また、遠方の漁場で操業を行い、予想以上に燃料を消費したため、操業中に燃料タンクの燃料がなくなり、本船の主機が停止したことにより発生したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、出航する際には燃料の残量を確認し、航行予定距離に応じた燃料を積載すること。 |